

トピックス

- I. シンガポール国際仲裁センター最新動向 (執筆者:手塚裕之、久保光太郎、前田葉子)
II. インドにおける紛争解決—仲裁に関する近時の最高裁判例 (執筆者:手塚裕之、久保光太郎、鈴木多恵子)

I. シンガポール国際仲裁センター最新動向

1. アジアの紛争解決ハブとしてのシンガポール

日本企業と外国企業、特にアジア企業との間で取引を行う場合、紛争解決手段としてシンガポールでの仲裁を選択する場面が増えています。仲裁とは、当事者が、裁判所の判断に代えて、紛争の解決を第三者(仲裁人)の判断(仲裁判断)に委ね、その判断に従うという合意に基づいて紛争を解決する手続きのことをいいます。シンガポールは国を挙げてアジアの国際仲裁のハブとなるべく努力しており、2012年4月には国際仲裁制度の利便性向上を目的として仲裁法の改正も行っています¹。

シンガポール仲裁の多くを取り扱うシンガポール国際仲裁センター(Singapore International Arbitration Center。以下「SIAC」といいます)によれば、2012年中にSIACが取り扱った新件は235件であり、2011年の新件数から約25%増と、大幅に取扱い件数を伸ばしています²。従来、アジアの国際仲裁のハブという香港の名前が挙がることが多ありましたが、最近ではSIACの存在感が増しているといえます。

2. SIACの仲裁規則改正について

2013年4月1日付けでSIACの仲裁規則が改正され、同日付けで発効しました(改正後の仲裁規則を以下「新仲裁規則」といいます)³。2013年4月1日以降開始する仲裁に関しては、当事者間に別途の合意がない限り、新仲裁規則が適用されることとなります(新仲裁規則1.2条)。主な内容は以下の通りです。

(1) SIAC Court of Arbitrationの創設

新仲裁規則における最大の変更点は、SIAC Court of Arbitrationという機関が新設された点にあります。

このCourt of Arbitrationを構成するのは、1名のPresident、2名のVice Presidentsを含む16名のCourt Membersです⁴。Court of Arbitrationは基本的に、従来SIACのBoard of Directorsが行ってきた仲裁事件の管理に関わる役割の多くを継承するものであり、一方Board of Directorsは、今後はSIACのコーポレート・ガバナンスを監督する役割に重点を置くと考えられます。

新仲裁規則の下では、Court of ArbitrationのPresidentが仲裁人の任命(6条以下)、簡易仲裁手続の適用の適否(5.2条)、緊急仲裁人の選任といった事項を決定することができます。また、Court of Arbitrationは仲裁廷の仲裁権限の有無(25.1条)及び仲裁人の忌避申立て等に関して決定を下す(13条)といった職責を負っています。

(2) 新仲裁規則上、仲裁当事者が主張書面において主張し

ていなかった論点についても、相手方当事者が明確に当該論点の存在を知らされ十分な反論の機会があった場合には、仲裁廷が当該論点を検討することができるようになりました(24条(n))。

(3) 新仲裁規則は、仲裁廷が構成される前の段階における仲裁廷の仲裁権限の判断手続きを明確化しました。すなわち、まずはRegistrarが当該争いについて一次的に決定し、Court of Arbitrationに判断を仰ぐべきとRegistrarが判断した場合には、Court of Arbitrationが仲裁権限について決定を下すこととされました。一方で、これらRegistrarやCourt of Arbitrationの決定は、その後構成された仲裁廷が自らの仲裁権限に関して判断を下す権限を奪うものではないということが明確にされました(25.1条)。

(4) 従来、仲裁廷は仲裁判断に利息を課す権限は有していたものの、利息を課すことができるのは遅くとも仲裁判断が下されたときまで、とされていました。新仲裁規則においてはこの制限が撤廃され、仲裁判断が下された後の期間に関しても仲裁廷の判断で利息を課すことができるようになりました(28.7条)。

(5) SIACは、当事者名その他当事者が特定できるような情報を除いた形であれば仲裁判断を公開できることが明確化されました(28.10条)。

3. 日系企業によるSIACの活用

アジア諸国の中には裁判制度の中立性の欠如や裁判官の汚職が懸念される国や、裁判が非常に長期化する国が見られます。これらの国における裁判は避けることが望ましいことはいままでもありません。アジアに事業展開する日系企業の間では、今後より一層利便性の高まったシンガポール仲裁の活用が進むものと考えられます。

¹ 改正の内容としては①仲裁合意は書面によるという要件の緩和、②緊急仲裁人に関する条項の追加、③仲裁廷が利息の支払い命令を下す権限の明確化、などがあります。

² http://www.siac.org.sg/images/stories/documents/SIAC_Annual_Report_2012.pdf (SIAC Annual Report 2012) 参照。参考までに、2009年160件、2010年198件、2011年188件の新件を取り扱っています。

³ 新仲裁規則の全文は下記SIACのウェブサイトを参照下さい。
<http://www.siac.org.sg/images/stories/documents/rules/SIAC%20Rules%202013.pdf>

⁴ 初代のPresidentにはMichael Pryles氏が任命されました。Court MembersにはBernard Hanotiau、Gary Born、Emmanuel Gaillard、Jan Paulssonといった世界各国の著名な仲裁実務家に加えて、当事務所東京事務所のパートナーである手塚裕之弁護士が任命されています。

II インドにおける紛争解決—仲裁に関する近時の最高裁判例

1. インドにおける裁判制度

インドの裁判はとにかく時間がかかります。膨大な数の未処理案件が滞留し、裁判所の機能がバンクしていることがその背景にあります。インド全国では 3200 万件以上の事件が係属しており、今のペースでの案件処理では、200 年以上たっても全てを解決できないとさえいわれています。その結果、最高裁まで争われるような事案は解決まで 10 年を超えることも稀ではなく、最高裁に係属している事件で最も古いものは訴えの提起から 35 年以上を経過しているといわれています。

他方で、インド国外(例えば、日本)における裁判も紛争解決の選択肢として考えられますが、日本で得られた確定判決については、インドにおいて必ずしも強制執行できません。

そこで、このような裁判制度上の問題を踏まえると、仲裁の利用が紛争解決の有力な選択肢となります。インドは外国仲裁判断の承認執行に関するニューヨーク条約に加盟しているため、原則として外国の仲裁判断をインド国内で執行することが可能です。最近では、インドに関連する紛争については、SIAC の人気が高まっており、日系企業としてもこれを活用することが考えられます。

2. 国際仲裁に関する判例変更

インドの最高裁は、従来仲裁地がインド国外である場合についても、当事者が適用排除を合意していない限り、インド仲裁法第一章(Part I)の規定が適用されるとしていました⁵。インド仲裁法第一章は、当事者間に仲裁合意があっても、当事者の申立てに基づき、裁判所が、当事者の求めに応じて保全処分等の暫定措置を行い、仲裁人の選任や証拠収集に関与し、また一定の場合、仲裁判断を取り消すことができると定めています。その結果、インド裁判手続を避けるため外国仲裁を選択した場合でも、相手方当事者が申立てれば、インドの裁判所が仲裁手続に関与・干渉してくる場合が少なくありませんでした。同章を根拠にインドの裁判所による関与・干渉が認められるという解釈・運用については、従来、あえて外国仲裁を選択した当事者の意思が損なわれるとして批判の対象となっていました。

そして、最高裁は、2012 年 9 月 6 日、Bharat Aluminum Co. 事件判決(以下「BALCO 判決」といいます)において、同日以降に仲裁合意されたインド国外を仲裁地とする国際仲裁に対しては、仲裁法第一章の適用はない旨判示し、従来の判例を変更しました。本判決は、外国仲裁判断の利用価値を大きく高めるものであると評価できるといえます。

3. BALCO 判決の 2 つの問題点

インドにおける紛争解決手段に大きな前進をもたらした同判決ですが、他方で、新たな問題も提起しています。

(1) 暫定措置の問題

BALCO 判決は、国際仲裁に関しては、インドの裁判所による暫定措置(仲裁法第 9 条)を求めることができないと明示的に判示しました。従って、今後インド当事者との間で国際仲裁合意をする場合には、インドにおいて資産を保全する等の暫定措置を講じる必要があるかについて、事前に検討する必要があります。

(2) 適用範囲の問題

BALCO 判決は、同判決後に締結される仲裁合意に対してのみ適用されます。従って、既に締結済みの契約に仲裁条項が含まれる場合、BALCO 判決による判例変更の適用を受けないため、改めて仲裁合意をなすべきか検討することも考えられます。

以上の問題点については、引き続き国内外において議論がなされており、今後判例ないし立法の動向にも注視する必要があります。

⁵ Bhatia International 事件(2002 年)及び Venture Global Engineering 事件(2008 年)等。



てづか ひろゆき 西村あさひ法律事務所
手塚 裕之 パートナー弁護士

世界を代表する大企業、銀行、証券会社、保険会社、ニュースメディア等、国内外の様々な企業の代理人を務め、コーポレートガバナンス、知的所有権関連、合併事業、ライセンス、代理店契約、独占禁止法、製造物責任、国際倒産事件等の企業問題全般の解決に関与。国際仲裁・国際訴訟事件を多数扱う。



くぼ こうたろう 西村あさひ法律事務所
久保 光太郎 パートナー弁護士
シンガポール事務所共同代表

2012年1月シンガポール事務所設立とともに、同事務所パートナー・共同代表就任。2009年～2010年インド Amarchand & Mangaldas 法律事務所、2010年～2011年シンガポール三井物産に出向。現在はシンガポールを拠点としてインド、インドネシア、マレーシア、カンボジア、ミャンマー等のアジア新興国案件に携わる。



まえだ ようこ 西村あさひ法律事務所
前田 葉子 アソシエイト弁護士

日本企業と海外企業との間の国際的紛争事件を専門とする。特に、アジアにおける国際的紛争解決の中心地であるシンガポール国際仲裁センター(SIAC)への出向経験を生かし、アジア企業との間の仲裁事件に多く携わる。



すずき ちよこ 西村あさひ法律事務所
鈴木 多恵子 アソシエイト弁護士

2006年弁護士登録。以降、南・東南アジアを中心とする日系企業の新興国進出、ビジネス法務案件を担当。2012年5月より Nishith Desai Associates 法律事務所出向中(2012年11月までムンバイオフィス、同年12月よりバンガロールオフィスに勤務)。

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出及び撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネス及び法律実務を熟知した、実践的な法律サービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。

- (東京事務所の連絡先) 〒107-6029 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル(総合受付 28 階)
TEL: 03-5562-8500(代) FAX: 03-5561-9711~9714
E-mail: info@jurists.co.jp URL: http://www.jurists.co.jp/ja/
- (ホーチミン事務所の連絡先) Room 903 Sun Wah Tower, 115 Nguyen Hue, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam
TEL: +84-8-3821-4432 FAX: +84-8-3821-4434
E-mail: info_hcmc@juristsoverseas.com
- (ハノイ事務所の連絡先) Unit V808 Pacific Place, 83B Ly Thuong Kiet, Hoan Kiem Dist., Hanoi, Vietnam
TEL: +84-4-3946-0870 FAX: +84-4-3946-0871
E-mail: info_hanoi@juristsoverseas.com
- (シンガポール事務所の連絡先) 8 Robinson Road, #14-00 ASO Building, Singapore 048544
TEL: +65-6922-7670
E-mail: singapore@juristsoverseas.com